

「被災事業者並びに創業者等に向けた相談型支援事業における業務推進・課題解決支援」の質問と回答

No	資料名	項目	確認事項	回答
1	仕様書	3. 業務内容	機構本部オフィス（福島市）への駐在 以下の3つの業務それぞれについて、「週3日程度」の駐在 と読み取りましたが、連続3日、または週3を満たせば通いも可ということでも大丈夫でしょうか。 イメージとして、1業務に対して週3日、同一人物で1年間の派遣というイメージでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・駐在期間中は、宿泊・通勤どちらでも可能です。 ・駐在は機構職員との連携をより密に行うことを目的としており、業務内容・進捗によっては週3日を超える駐在について協議をさせていただきます。 ・1業務1名に限らず、同一の方が複数の業務を兼務していただくことは可能です。（例：①業務推進と③販路開拓・人材支援） ・業務内容によっては1業務を複数名でご対応いただくことを想定しております。
2	仕様書	3. 業務内容	機構支部オフィス（福島・南相馬・いわき）への駐在 以下の2つの業務それぞれについて、「週4日程度」の駐在 と読みましたが、各業務で4日、勤務地は日により変わるというイメージでありますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・支部業務につきましては、顧問専門家として各支部（福島・南相馬・いわき）をサポートするため、各支部にそれぞれ駐在していただきたいと考えております。なお、南相馬支部は浪江事務所、いわき支部は富岡事務所における対応が含まれるため、日によって勤務地が変わる場合があります。
3	仕様書	3. 業務内容	報酬は従量制 ということは、見積りに単価提示、業務量は、貴機構が必要な量 ということであっていただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご認識のとおり、1時間当たりの見積単価をご提示いただきます。 ・業務量は年間の概算数量を示しておりますが、増減する場合がございます。